

東京農工大学外国人留学生等の全学共通教育科目履修の特例に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学(以下「本学」という。)における次の各号の一に該当する者(以下「外国人留学生等」という。)の教育について、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第97条第2項の規定に基づき、全学共通教育科目の履修に関し必要な事項を定める。</p> <p>(1) 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部<del>に</del>入学した外国人留学生</p> <p>(2) 前号以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受け、本学の学部<del>に</del>入学した学生で指定された者</p>	<p>本則</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学(以下「本学」という。)における次の各号の一に該当する者(以下「外国人留学生等」という。)の教育について、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第97条第2項の規定に基づき、全学共通教育科目の履修に関し必要な事項を定める。</p> <p>(1) 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部<del>(農学部共同獣医学科を除く。以下この条において同じ。)</del>に入学した外国人留学生</p> <p>(2) (略)</p>	

附 則(平成28年12月26日教規程第51号)

この規程は、平成28年12月26日から施行し、平成24年4月1日以降に入学した学生から適用する。